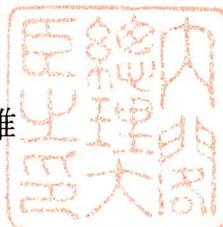


閣総第 767 号 - 3
令和 4 年 12 月 27 日

山 中 理 司 様

内閣総理大臣

岸 田 文 雄



裁決書の謄本について

貴殿から令和 4 年 2 月 25 日付けで提起された審査請求について裁決したので、行政不服審査法第 51 条第 2 項の規定により、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

※ この裁決の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この裁決があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から 6 か月以内であっても、裁決の日から 1 年を経過した場合には取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

裁 決

審査請求人 大阪府大阪市北区西天満4-7-3
冠山ビル3階
林弘法律事務所 山中 理司
処 分 庁 内閣官房内閣総務官

上記審査請求人から令和4年2月25日付けで提起された、令和4年2月24日付け閣総第80号により内閣官房内閣総務官（以下「処分庁」という。）が行った行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく、不開示決定処分（以下「原処分」という。）に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求については、これを棄却する。

事 案 の 概 要

- 審査請求人は令和4年1月21日付け開示請求書により、情報公開請求を行った。
- 処分庁は、法第9条第2項の規定に基づき、令和4年2月24日付け閣総第80号により、不開示決定を行った。
- 審査請求人は、令和4年2月25日付け審査請求書により、処分庁に対し、不開示決定を取り消すとの決定を求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求の理由として、国会同意人事は、候補者名が議院運営委員会理事会前に報道された場合、提示を認めないとする与野党間の申し合わせがあり、内閣側の情報管理の徹底が求められる（資料略）ことからすれば、各種注意事項等を記載した文書が存在するといえる旨主張している。

2 処分庁の主張

- (1) 処分庁においては、本件開示請求を受け、文書の探索を実施したが、本件開示請求に該当する文書の存在は確認できなかったものであり、審査請求人の主張は事実誤認に基づくものである。
- (2) したがって、文書を保有していないことを理由に不開示決定を行った原処分は妥当である旨主張している。

裁 決 の 理 由

1 本件審査請求につき、法第 19 条の規定に基づき情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問したところ、次のとおり、「国会同意人事案に関する国会の同意を得る際に使用しているマニュアルその他の文書（最新版）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である旨の答申（令和 4 年度（行情）答申第 394 号）を得た。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書について、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分維持が適当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

1) 本件対象文書の保有の有無について、審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 内閣総務官室では、内閣総務官室が行う国会同意人事に係る事務に関して、マニュアル等を作成しておらず、取得もしていない。したがって、本件対象

文書は保有していない。

- イ 審査請求人は、国会同意人事は、候補者名が議院運営委員会理事会前に報道された場合、提示を認めないとする与野党間の申合せがあり、内閣側の情報管理の徹底が求められることからすれば、各種注意事項等を記載した文書が存在するといえる旨主張しているが、情報管理の徹底は、国会同意人事に限らず行政事務一般に強く求められるものであり、そのことをもって「各種注意事項等を記載した文書が存在する」との指摘は当たらないと考える。
- ウ 本件対象文書の探索の範囲等は、本件開示請求を受け、処分庁において執務室内の机、書庫及びパソコン上の共有フォルダの探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

2) 検討

- ア 情報管理の徹底は、国会同意人事に限らず行政事務一般に強く求められるものであることから、審査請求人の「各種注意事項等を記載した文書が存在する」との指摘は当たらない旨の上記1)イの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとはいえない。そして、審査請求人において、上記1)イの主張の他に、本件対象文書が存在する根拠等を具体的に示していないことから、内閣総務官室では、国会同意人事に係る事務に関して、マニュアル等を作成又は取得しておらず、したがって、本件対象文書を保有していない旨の上記1)アの諮問庁の説明は、否定することまではできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

- イ 上記1)ウにおいて諮問庁が説明する探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

- ウ 以上により、内閣総務官室において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

(3) 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「本件対象文書については、保有していないため（不存在）。」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても、理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法第8条第1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

(4) 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、内閣総務官室において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

2 よって、審査庁においては、上記審査会の答申を踏まえ、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年12月27日

内閣総理大臣

岸 田 文 雄



閣總第 767 号—2

この謄本は、原本と相違ないことを認証する。

令和 4 年 12 月 27 日

内閣總理大臣

岸 田 文 雄

